

【短信：韓国】

人事聴聞会法

白井 京

「人事聴聞会」とは、公選によらない任命職の公職者を大統領が任命する前に、国会においてその候補者に対する検証を行うものである。候補者の専門性、業務遂行能力、財産形成過程、学歴と経歴、人格や周囲の評判などを中心に質疑がなされる。

韓国では、米国上院の制度^(注1)を参考に、2000年からこの人事聴聞会を開始した。1年間に大量の候補者に関するヒアリングを行う米国に比して、韓国では高位公職候補者27名のみを対象としている。

これまで実際に行われた回数が少ないこともあり、韓国の人事聴聞会は日本ではまだあまり知られていない。

経緯

近年、韓国では高位公職者の不正腐敗がたびたび問題となり、地縁や学閥、選挙での「功労」を重視する大統領の人事に対し、国民の目も徐々に厳しくなった。

行政・立法・司法のいずれにおいても、任命職の場合、主権者たる国民の意思が直接反映される余地はない。したがって、任命する前の国会による検証過程で国民が参加する機会をつくらうというのが人事聴聞会^(注2)である。

人事聴聞会法は、制定まで10年近くもの長い間、論議が繰り返されてきた。1997年の大統領選挙時、以前から人事聴聞会開催を主張してきた金大中候補は、検事総長や国家情報院長^(注3)などの権力者に対する人事聴聞会を公約として掲げて当選したが、大統領就任後には「法理解釈を誤っていた」としてこれを撤回した。これに対

し野党ハンナラ党は、継続的に人事聴聞会開催を要求し、最終的には与党側がこれに応じて制定に至った。具体的には、2000年2月の国会法改正を経て、2000年6月に人事聴聞会法が制定された。この時点で対象とされたのは国務総理^(注4)、大法院長(最高裁判所長に相当)、憲法裁判所長等であり、金大中大統領が公約に掲げていた検事総長や国家情報院長は含まれなかった。

人事聴聞会法は、その後二回の改正を経た。2002年3月には、短いと批判の多かった開催準備期間及び開催期間が各々延長され、2003年2月には大幅な改正が行われた。この改正は、2001年から2002年にかけて、「四大ゲート」事件^(注5)と呼ばれる一連の権力癒着型事件が発覚し、検察に対する事件隠蔽疑惑により検事総長が辞任するに至った経緯と関連する。この「四大ゲート」事件により、検察に対する国民の信頼は地に落ち、検事総長等^(注6)に対し人事聴聞会による任命前の検証が必要だという議論が再燃した。与党は「(検事総長等は)憲法により国会の任命同意が必要とされていないため、法理上不可能」として反発していたが、最終的には与野党合意に至り、検事総長、国家情報院長、警察庁長、国税庁長も人事聴聞会による検証の対象範囲に含まれることになった。

法の概要

人事聴聞会法は、全文19条と附則からなる。人事聴聞会を行う委員会の構成、運営と人事聴聞会の手順、運営などに関して必要な事項を規定することをその目的とする。主な内容は以下の通り。

○対象者

人事聴聞会の対象者は、(a)国会での承認決議が必要な公職候補者、(b)国会で選出する公職候補者、(c)憲法上国会による承認が必要とされない公職候補者の三種類であり、合計27名である。

(a)国会承認を必要とする公職者は、国務総理、大法院長、憲法裁判所長、監査院長、最高裁判事^(注7)13名全員の合わせて17名である。

(b)国会選出の公職者は、憲法裁判官9名のうち国会が推薦する3名、同じく中央選挙監理委員9名のうち国会の推薦による3名の合計6名である。

(c)2003年法改正後に聴聞会の実施対象範囲に含まれることとなった国会による承認が必要とされない公職者は、国家情報院長、検事総長、警察庁長、国税庁長の4名である。

2000年の法制定時点で対象とされた公職者(a)及び(b)と、2003年2月改正で対象に含まれることになった公職者(c)では、委員会構成や手続きなどが若干異なる。例えば、(c)の4名の任命は、憲法上大統領の固有権限とされており、国会の同意を得る必要がないため、あくまで参考のための聴聞会であり、聴聞会開催後の承認票決は行われぬ。聴聞会によって候補者に不正や過誤が見つかったとしても、最終的に任命するかどうかは大統領の判断による。

○委員会の構成

上記(a)の国会承認が必要な公職候補者については、任命同意案が提出された時点で、(b)の国会で選出する公職候補者についても同様に、選出案が提出された時点で、人事聴聞特別委員会が構成される。委員会の定数は13名であり、各政党の議員数の比率によって配分される。無所属の議員については、議長がこれを選任する。

(c)の国会による同意が必要とされない国家情報院長、検事総長、警察庁長、国税庁長に対する人事聴聞会の場合は、人事聴聞要請案が提出

された時点で、所轄常任委員会が聴聞会を開催する。国家情報院長は情報委員会、検事総長は法制司法委員会、国税庁長は財政経済委員会、警察庁長は行政自治委員会において行われる(以下、聴聞会を行う委員会を全て合わせて「委員会」とする)。

委員は、聴聞会対象者と直接利害関係があったり、公平を期することができない顕著な理由がある場合には、人事聴聞会に参加することができない。

○提出書類及び調査

国会に提出する任命同意案、選出案、人事聴聞要請案(以下、「任命同意案等」とする)には、公職候補者の学歴・経歴に関する事項、公職者等の兵役事項申告及び公開に関する法律の規定による兵役申告事項、公職者倫理法の規定による財産申告事項、最近3年間の所得税、財産税及び総合土地税の納付実績に関する事項、犯罪経歴に関する事項等に関する証拠書類が添付されなければならない。

任命同意案等添付資料に追加し、委員会は、本人の身上に関連した資料を独自に収集したり、提出を要求することができる。また、委員会で別途、実態調査を実施できる。

提出書類等の審査後、委員会において人事聴聞会を実施する。公職候補者を出席させ、質疑を行い、答弁と意見を聴取する方式をとる。必要な場合には証人、鑑定人又は参考人から証言や陳述を聴取することも可能である。委員会は、任命同意案等が回付された日から15日以内に人事聴聞会を終えなければならない。聴聞会の期間は3日以内とする。

○公開の原則

国家安全保障のために必要な場合、プライバシーを不当に侵害する恐れがある場合、個人の金融や商取引などに関する情報が漏洩する恐れ

がある場合、継続中の裁判または捜査中の事件に影響を及ぼす恐れがある場合、他の法令により秘密が維持されるべき場合を除いて、聴聞会は原則的に公開される。TVで生中継され、国民はこれを視聴することができる。

○審査経過報告

委員会は聴聞会終了から2日以内に審査経過報告書を作成する。(a)及び(b)の公職候補者の場合には、報告書を国会議長に提出し、与野党議員はこれを参考に国会本会議において任命同意案を議決、その結果を政府に送付する。(c)の公職候補者の場合は国会での議決はおこなわず、任命権者（この場合大統領）に送付する。

○罰則と注意義務

同法自体に罰則規定はないが、虚偽事実を故意に質問あるいは回答した場合、「国会証言及び鑑定法等関連法」を準用し処罰することができる。

また、人事聴聞会法第18条（注意義務）第1項では、委員は虚偽事実であることを知りながら真実であるように発言したり、脅迫的若しくは侮辱的な質問又は発言をしてはならない、同第2項では、任命同意案等の審査又は人事聴聞を通じて知った秘密を正当な事由なく漏洩してはならないと規定されている。

これまでの例

2002年夏、初の女性総理候補となった前梨花女子大総長の張裳（チャン・サン）氏と、その次に候補として名前の挙がった張大煥（チャン・デファン）氏が立て続けに国会において任命を拒否された。張裳氏については、息子が米国籍を取得し韓国籍を放棄したことや、不動産投機、経歴詐称などの疑惑が、同様に張大煥氏も不動産投機や借入金疑惑について人事聴聞会で追及され、国会で任命同意案が否決されたの

である。厳しい聴聞会とその結果は、有力候補者の道義性に警鐘を鳴らしたといえる。

また、2003年春には、盧武鉉新大統領が国家情報院長を任命するにあたり、大統領が提示した候補者に対して、国会は委員会の聴聞会を経て反対を表明した。その理由は、候補者が左傾傾向にあり、国家安全保障のための機関である国家情報院の長にふさわしくないという点にあった。それにもかかわらず、大統領は国家情報院長の任命については、憲法の規定から国会の権利が及ばないことを理由に任命を強行したため、「候補者に対する検証を行う」はずの人事聴聞会を無視するものとして野党の非難が集中した。大統領はこの件について、(c)に該当する国家情報院長の任命については大統領の固有権限であり、委員会が反対を表明し強行しようとするのは国会の越権行為であるとして反論している。

意義

人事聴聞会には三つの意義があるといえる。

第一に、強力な権限を持つ大統領の恣意的な高位公務員任命を牽制でき、なおかつ公職者の水準を高めることができるという点である。人事聴聞会法が制定される以前は、人材として不適格であったり、何らかの不正を行ったという指摘があったとしても、検証や反対をする方法はなかった。

第二に、大統領が組閣時に慎重に人選を行い、人事交代を頻発しなくなることから、長期的視点から国政運営を行うことが可能になり、国政の安定に資するという点があげられる。金大中政府歴代長官の平均在任期間が10カ月強に過ぎない反面、李漢東元総理が15年ぶりに在任2年以上を記録したのも、人事聴聞会法が制定されて頻繁に総理を変えることが難しくなったためと評されている。

第三に、これまで韓国では殆ど不可能であっ

た司法トップに対する検証が可能になった。大法院長や憲法裁判所長、最高裁判事全員に対する聴聞会は、司法権に対する国民の統制という視点からみることにも可能である。

人事聴聞会は、感情的な疑惑提起と人民裁判になる恐れがあるとの批判もあるが、不正腐敗の蔓延する公職社会の風土を大きく変えることができるとの期待も大きい。市民団体は現在、人事聴聞会の対象範囲を各省庁の長官まで拡大すべきと主張している。

注

- (1) 米国大統領は大使や最高裁判事、政治的任命職である高級公務員を任命する際に、「上院の助言・承認」を得ることが合衆国憲法第2条第2節第2項において定められており、任命に際してヒアリングが行われる。
- (2) 車炳直「韓国の人事聴聞会と参与連帯の役割」『法と民主主義』No.354、2000.12、p.21.
- (3) 国家情報院は、大統領直属の情報機関である。旧韓国中央情報部(KCIA)の後身である国家安全企画部が、1999年に名称を変更した。
- (4) 韓国の大統領制は、米国とは異なり国務総理(首相に相当)をおく。憲法によれば、国務総理とは「大統領を補佐して行政に関する大統領の命を受けて行政各部を総括」する、いわば行政府のナンバー2である。強大な大統領制のもと、実質的な権限をもたない

とも評されるが、有事の際には大統領権限代行者となる。

- (5) 「李容湖ゲート」他、企業家らが豊富な資金力を背景に大統領府高官に対する工作を行った権力癒着型スキャンダルであり、大統領首席秘書官経験者や国家情報院幹部の逮捕、検事総長の辞任に発展した。
- (6) 例えば、『中央日報』2002年1月1日付の世論調査「検察に対する信頼度」によれば、検察を「とても信頼する」1%、「ある程度信頼する」20%に対して「それほど信頼しない」47%、「ほとんど信頼しない」30%という状況である。
- (7) 監査院は大統領直属の国家最高監査機関であり、国家の歳入・歳出の決算および会計監査だけでなく、公務員の職務に関する監査を行うという特色を持っている。いわば、日本の会計監査院と総務庁行政監察局の機能を合わせたような組織であり、強力な捜査権を持っているためその権力は大きい。

参考文献

- ・韓国国会ホームページ
<<http://www.assembly.go.kr>>
- ・韓国法制研究院ホームページ
<<http://www.klri.re.kr/>>
- ・「韓国の人事聴聞会と参与連帯の役割」『法と民主主義』No.354、2000.12.

(しらい きょう・海外立法情報課)

【短信：タイ】

健康保険制度の改革に向けた動き

権 香 淑

タクシン首相は、2002年8月末に国会で可決された国民健康保険法案(National Health

Bill)について、2003年1月22日、署名のために国王へ奏上することを延期する方針を明らかに